

## 9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

### [ 1 ] 市町村の推進体制の整備等

#### ( 1 ) 市庁内体制

##### ① 中心市街地活性化に関連する部局を統括する組織

経済部中心市街地みらい戦略課において、関連部局と連携し、中心市街地活性化基本計画の作成・変更・フォローアップを行う。

##### ② 市庁内における連絡調整のための会議の設置状況

計画に記載された事業の実施やフォローアップ等の連絡調整を行うため、副市長及び関連部長で構成される岐阜市中心市街地活性化推進会議を設置している。

また、計画記載の個別事業の連絡調整を図るため、事業担当課長等で構成される岐阜市中心市街地活性化担当課長等連絡会議を設置している。

令和6年4月現在

名称	構成員
岐阜市中心市街地活性化推進会議	両副市長（この内、経済部を主に担当する副市長は、岐阜市中心市街地活性化協議会の委員）、市長公室長、企画部長、財政部長、行政部長、ぎふ魅力づくり推進部長、経済部長、子ども未来部長、保健衛生部長、環境部長、まちづくり推進部長、都市建設部長、基盤整備部長、市民協働推進部長
岐阜市中心市街地活性化担当課長等連絡会議	中心市街地みらい戦略課長、掲載事業担当主管課長、掲載事業担当課長等

#### 【推進会議の開催状況】（令和4年度以降）

年月日	議題等
第26回 令和4年8月24日	・次期中心市街地活性化基本計画について 次期岐阜市中心市街地活性化基本計画＜原案書＞について
第27回 令和4年12月16日	・次期岐阜市中心市街地活性化基本計画（案）について

## (2) 市議会における中心市街地活性化に関する審議内容

### 令和4年第4回定例会(9月)

質問者及び質問趣旨	答弁者及び答弁趣旨
《岐阜市民クラブ》 ・現在の中心市街地の状況を踏まえ、計画終了後どうしていくのかについて。	<p>《まちづくり推進部長》</p> <p>・<b>現在の中心市街地の状況について</b></p> <p>3期目の中心市街地活性化基本計画に掲げております「エリアの空間需要を喚起し、投資が起こる持続可能なまち」の実現に向けて、一定の成果はあったものと考えております。一方で、サンデービルディングマーケットなどのイベント開催時を除いては、柳ヶ瀬の歩行者・自転車通行量は減少傾向で、地価についても緩やかに下落が続いているなど、中心市街地全体としての活性化には至っておりません。こうしたことから、引き続き次期計画を策定し、取り組みを進めていく必要があると考えております。</p> <p>・<b>計画策定について</b></p> <p>計画策定にあたり、今後の中心市街地を考えますと、商業と住宅が混在してまちの再生が進む中、店でモノを売って人が集まる場所から、来街者や居住者がイベントなど、様々なまちのコンテンツを楽しみ、時を過ごす場所へと変化していくものと考えております。昨年度、柳ヶ瀬商店街振興組合連合会が策定されました「柳ヶ瀬グランドビジョン」におきましても、今後、モノ消費から時間消費へとまちの機能が変わることが記載されております。</p> <p>そこで、次期計画では、これまでの取り組みをさらに発展させ、商業的な魅力や滞在性の向上など、より長い時間、中心市街地で過ごしたくなるような魅力を高め、日常的に訪れたくなるまちにしていくことや、居住者を確保していくため、まちなかで暮らしたくなるような環境づくりを基本方針の案としております。</p> <p>なお、計画策定にあたりましては、両副市長及び関係部長から構成される中心市街地活性化推進会議や、学識経験者、地元商店街振興組合連合会、関係自治会、まちづくり会社などから構成される岐阜市中心市街地活性化協議会でご協議をいただき、内閣総理大臣の認定を目指しているところでございます。</p>

## [2] 中心市街地活性化協議会に関する事項

### (1) 協議会の概要

「岐阜市中心市街地活性化協議会」は、有識者、経済界、権利者、駅前関係団体、地元自治会、福祉団体、教育文化団体、交通事業者、警察等を構成員とし、平成18年8月に立ち上げ、事務局は岐阜商工会議所が担当する。

### (2) 協議会構成委員

令和6年1月末現在

所 属	役 職 等	根 拠 法 令	備 考
国立大学法人 岐阜大学	名 誉 教 授	法第15条第4項関係 (有識者)	会長
一般財団法人岐阜市未来のまちづくり財団	常 務 理 事	法第15条第1項第1号イ関係 (中心市街地整備推進機構)	
岐阜商工会議所	副 会 頭	法第15条第1項第2号イ関係 (商工会議所)	副会長
	専 務 理 事		
岐阜市商店街振興組合連合会	理 事 長	法第15条第4項関係 (経済界)	
岐阜柳ヶ瀬商店街振興組合連合会	理 事 長	法第15条第4項関係 (経済界)	
岐阜駅北中央東地区市街地再開発組合	理 事 長	法第15条第4項関係 (権利者)	
岐阜駅北中央西地区市街地再開発組合	理 事 長	法第15条第4項関係 (権利者)	
柳ヶ瀬を楽しいまちにする株式会社	取 締 役	法第15条第4項関係 (事業者)	
株式会社十六銀行	地 方 創 生 部 部 長	法第15条第4項関係 (金融機関)	
岐阜信用金庫	営 業 支 援 部 部 長 代 理	法第15条第4項関係 (金融機関)	
株式会社岐阜高島屋	代 表 取 締 役	法第15条第4項関係 (大型店舗)	
華陽自治会連合会	会 長	法第15条第4項関係 (地元自治会)	
徹明自治会連合会	会 長	法第15条第4項関係 (地元自治会)	
明徳自治会連合会	会 長	法第15条第4項関係 (地元自治会)	
京町自治会連合会	会 長	法第15条第4項関係 (地元自治会)	
一般財団法人岐阜市身体障害者福祉協会	会 長	法第15条第4項関係 (福祉団体)	
公益財団法人岐阜市教育文化振興事業団	理 事 長	法第15条第4項関係 (教育文化団体)	
名古屋鉄道株式会社	地 域 連 携 部 岐 阜 エ リ ア 担 当 部 長	法第15条第4項関係 (交通事業者)	
岐阜乗合自動車株式会社	専 務 取 締 役 営 業 管 理 部 長	法第15条第4項関係 (交通事業者)	
岐阜中警察署	生 活 安 全 課 長	法第15条第4項関係 (警察)	
岐阜市	副 市 長	法第15条第4項関係 (行政)	

### (3) 法第15条各号の規定に適合していること

協議会は、都市機能の増進を総合的に推進するための調整を図るためにふさわしい者（一般財団法人岐阜市未来のまちづくり財団：岐阜市の出資比率 100%、平成18年8月中心市街地整備推進機構に指定）と、中心市街地における経済活力の向上を総合的に推進するための調整を図るのにふさわしい者（岐阜商工会議所）が共同し、組織している。

### (4) 協議会規約

#### 岐阜市中心市街地活性化協議会規約

一部改正 平成20年2月27日

一部改正 平成22年5月26日

一部改正 平成25年8月9日

##### (名称)

第1条 本会は、「岐阜市中心市街地活性化協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

##### (事務所)

第2条 協議会は、事務所を岐阜県岐阜市神田町2丁目2番地に置く。

##### (目的)

第3条 協議会は、岐阜市が作成しようとする基本計画並びに認定基本計画及びその他必要な事項を協議し、中心市街地の活性化の総合的かつ一体的な推進に寄与することを目的とする。

##### (活動)

第4条 協議会は、その目的を達成するため、次の活動を行う。

(1) 岐阜市が作成する中心市街地活性化基本計画並びに認定基本計画及びその実施に關し、必要な事項についての意見提出

(2) 岐阜市中心市街地の活性化に関する委員相互の意見及び情報交換

(3) 中心市街地活性化のための勉強会、研修及び情報交換

(4) 前各号に掲げるもののほか、中心市街地の活性化に寄与する活動の企画及び実施

##### (委員)

第5条 協議会の委員は、次に掲げるものをもって組織する。

(1) 中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号。以下「法」という。）第15条第1項の規定に該当するもの

(2) 法第15条第4項の規定に該当するもの

(3) 岐阜市内において中心市街地の活性化に関する活動・事業を行うもので、協議会の目的に賛同したもの

2 委員の任期は、中心市街地活性化基本計画の当該期中とする。

3 委員については、再任を妨げない。

##### (入会)

第6条 前条第1項各号に掲げる者で協議会の委員として入会しようとするものは、その旨を会長に申し出なければならない。

##### (退会)

第7条 委員は、協議会を退会しようとするときは、その旨を会長に申し出なければならない。

2 委員が死亡したとき又は解散したときは、協議会を退会したものとみなす。

##### (除名)

第8条 委員が、協議会の名誉をき損し又は協議会の設立の趣旨に反する行為をしたときは、協議会の会議において委員の4分の3以上の同意により、これを除名することができる。

2 前項の規定により委員を除名しようとするときは、除名の議決を行う協議会の会議において、その委員に弁明の機会を与えなければならない。

(役員)

第9条 協議会に、会長、副会長を置き、委員の中から選任する。

2 会長は協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第10条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議は、出席委員の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議の運営)

第11条 会議の運営に当たっては、委員が十分に意見を述べる準備ができるよう配慮する等、会議の活性化を図るとともに、公平性の確保に努めるものとする。

2 会議は、第三者の傍聴を認める。

3 会議を開催した場合は、会議の議事録を作成し、公開する。

(部会の設置)

第11条の2 中心市街地活性化基本計画に記載する事業の推進等に関し、より具体的な協議及び検討を行うため、協議会に部会を置くことができる。

2 組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第12条 協議会の庶務は、岐阜商工会議所（以下「事務局」という。）において処理する。

(広告)

第13条 協議会の広告は、事務局のホームページに掲示することによりこれを行う。

(解散)

第14条 協議会の議決に基づいて解散する場合は、委員の4分の3以上の同意を得なければならない。

附 則

1 この規約は、平成18年8月22日から施行する。

2 この規約は、協議会が所掌事務の処理を完了した日限りその効力を失う。

3 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項については、別に定める。

附 則

この規約は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成22年5月26日から施行する。

附 則

この規約は、平成25年8月9日から施行する。

(5) 協議会開催状況（令和4年度以降）

年月日	議題等
第21回 令和4年6月1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(3期目)岐阜市中心市街地活性化基本計画の変更について</li> <li>・3期目の岐阜市中心市街地活性化基本計画終了後の取り組み方針について</li> </ul>
令和4年6月10日	<p>意見書提出          「岐阜市中心市街地活性化基本計画の変更は、妥当なものである。」</p>
第22回 令和4年8月31日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・次期中心市街地活性化基本計画について          次期岐阜市中心市街地活性化基本計画&lt;原案書&gt;について</li> </ul>
第23回 令和4年12月20日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・次期岐阜市中心市街地活性化基本計画（案）について</li> </ul>
令和4年12月26日	<p>意見書提出          「岐阜市中心市街地活性化基本計画（案）は、岐阜市の中心市街地を活性化させる計画として妥当なものである。」</p>
第24回 令和6年1月31日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(4期目)岐阜市中心市街地活性化基本計画の変更について</li> </ul> <p>意見書提出          「岐阜市中心市街地活性化基本計画の変更は、妥当なものである。」</p>
令和7年1月14日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(4期目)岐阜市中心市街地活性化基本計画の変更について</li> </ul> <p>意見書提出          「岐阜市中心市街地活性化基本計画の変更は、妥当なものである。」</p>

(6) 基本計画策定に関する協議会の意見書

岐阜市長 柴橋正直 様

岐阜市中心市街地活性化基本計画に関する  
意 見 書

令和4年12月26日

岐阜市中心市街地活性化協議会



令和4年12月20日付け岐阜市ま政第95号で照会のありましたことについて、本協議会の意見は次のとおりです。

## 記

### (意見)

岐阜市中心市街地活性化基本計画（案）（以下「基本計画案」）は、岐阜市の中心市街地を活性化させる計画として妥当なものである。

### (参考意見)

基本計画（案）については、これまでの基本計画を総括し、基本方針や事業等が設定されていることから、事業の着実な進捗により中心市街地が活性化されると考えられる。今後、より一層の効果が上がることを期待し、次の意見を申し添えるので参考にされたい。

#### 1 目指す中心市街地の都市像について

中心市街地が商業中心のまちから、商業と居住が混在したまちへと変化し、単に物を消費する場から、時間を消費する場へと変わっていくことが予想される。このような変化をしっかりと捉え、目指す中心市街地の都市像である「ここにしかない時間の過ごし方をつくり、日常的に訪れたくなるまち」の実現に向け、公と民が連携し、方向性を合わせて取り組むことが求められる。



## 2 時間を消費したくなるような魅力づくりについて

中心市街地に住む人や訪れる人が豊かな時間を過ごせるよう、これまでの商業的な魅力に加え、金公園や柳ヶ瀬広場の公共空間の利活用など、滞在性の向上などについて取り組まれたい。

## 3 選ばれるまちなか暮らしについて

中心市街地の居住者を引き続き確保するため、岐阜市のまちなかでの暮らしが多くの人を選ばれるよう、ハード面とソフト面を合わせ、暮らしたくなる環境づくりに取り組まれたい。

## 4 センターゾーンのエリアの価値向上について

観光資源の豊富な岐阜公園・金華山・長良川・旧岐阜町（川原町や伊奈波地区など）エリアと中心市街地が一体となったセンターゾーンにおいて、各エリアの価値を高め、相乗効果を生むよう、公と民が連携したまちづくりの施策を検討されたい。

## 5 中心市街地へのアクセシビリティについて

中心市街地で時間を消費したくなるような環境となるよう、公共交通の利活用など、アクセシビリティの向上に取り組まれたい。

以上

令和4年12月26日

岐阜市中心市街地活性化協議会  
会長 野々村



### [3] 基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進等

#### (1) 客観的現状分析及びニーズ分析に基づく事業及び措置の集中実施

中心市街地の統計的データによる現状分析、地域住民のニーズ分析は、「1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針」の「[2] 中心市街地の現状分析」、「[3] 地域住民のニーズ等の把握・分析」に、それぞれ記載している。

#### (2) 様々な主体の巻き込み及び各種事業等との連携・調整について

岐阜市では、都市機能を総合的に増進するため、中心市街地整備推進機構と都市再生推進法人を指定している。

また、中心市街地の活性化を推進するにあたり、民間、地域、行政など様々な主体による連携組織が設立されている。

##### ① 「中心市街地整備推進機構」

岐阜市の出資法人の中で、「中心市街地活性化に関する事業」を行うことを定めている「財団法人岐阜市にぎわいまち公社（平成24年4月より一般財団法人）」から、中心市街地整備推進機構の指定の申請があり、平成18年8月11日に指定した。

同公社は、まちづくり活動に関することなども実施しているが、中心市街地整備推進機構の指定を受けたことを機に、中心市街地活性化とまちづくりとを融合させ、平成20年7月に商店街の情報発信拠点として「岐阜市柳ヶ瀬あい愛ステーション」を整備し令和2年3月まで運営を行った。令和2年9月にはリノベーションまちづくりを推進し、まちづくりの担い手の育成・創出を図るため、ロイヤル劇場ビルに「リノベーションまちづくり推進拠点 やながせRテラス」を整備・運営するなど、市や商店街等と連携しながら数々の活性化への取り組みを実施している。

##### ② 「都市再生推進法人」

都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）に基づき、都市再生の新たな担い手であり行政と連携したまちづくりに取り組む法人として、「柳ヶ瀬を楽しいまちにする株式会社」から都市再生推進法人の指定の申請があり、平成29年7月7日に指定した。

同会社は、サンデービルディングマーケットの開催や遊休不動産の利活用等各種事業に対するコンサルティング事業を行っており、「柳ヶ瀬に新しい商いを生み、土地・エリアの価値を高めて、次世代にまちを引き継ぐ」ためのまちづくり活動を、柳ヶ瀬の商店主・地域住民と連携し実施している。

また、令和2年5月には同会社のこれまでの取り組みが評価され、国土交通省において都市の課題解決に取り組み、地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させる先進的な取り組みを行っているまちづくり法人を表彰する、第9回「まちづくり法人国土交通大臣表彰」において、国土交通大臣賞を受賞している。

### **③ 「JR 岐阜駅周辺施設連携促進協議会」**

岐阜駅周辺地域の活性化を目指し、JR 岐阜駅とその周辺施設（ハートフルスクエアG、アスティ岐阜、アクティブG、じゅうろくプラザ、岐阜シティ・タワー43）、岐阜県、岐阜市及び駅周辺地域関係者により、平成 20 年 5 月に設立された。県、市及び民間事業者や団体が連携し、活性化に向けた取り組みを実施している。

### **④ 「岐阜市中心市街地道路空間利活用懇談会」**

中心市街地の道路空間の利活用を検討するにあたり、専門的かつ幅広い意見を交換するため、学識経験者、地域関係者、関係行政機関、まちづくり関係団体、交通関係団体、経済関係団体、岐阜市を構成員として、令和 3 年 12 月に議論を開始し、今後の中心市街地の道路空間のあり方を検討している。

### **（3）パブリックコメントの実施について**

市民の意見を基本計画に反映するために、令和 4 年 11 月 1 日から令和 4 年 11 月 30 日まで、基本計画（案）に対するパブリックコメントを実施し、本計画策定の参考とした。